

令和2年第2回

山都町議会定例会

提案理由説明書

令和2年6月4日

令和2年第2回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

6月に入りまして水稻の作付けもほぼ終了し、また主力の夏秋野菜についても作業が本格化しております。順調な生育と品質確保による高収益を期待するところです。

梅雨の季節を迎えますが、近年は集中豪雨による大規模災害が全国各地で発生し尊い人命が失われています。町民の皆様におかれましてはこまめに気象情報を確認いただき、新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底しながら、早めの避難行動をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、地球規模で感染拡大し、各国における医療水準の格差や、医療従事者の過酷な現状も明らかになりました。また世界経済へも大きな陰を落としており、グローバル化した社会における様々な商品や部品の供給体制（いわゆるサプライチェーン）の脆弱さが浮き彫りとなりました。

今後とも人類は感染症という「見えない敵」に常に対応できる体制作り、大国間の利害対立の中で国際機関のリーダーシップによる国際協調が、ますます重要なものであることを再認識しました。

さて、国内では感染拡大が落ち着きつつある状況にあるようですが、感染の第二波が発生すれば、医療現場の崩壊、経済活動の停滞や雇用不安等は日常生活の維持に困難をきたすばかりでなく、教育現場での混乱が将来世代の成長に大きな影響を与えることとなります。

本町でも、ようやく学校再開となり、消費行動も活発化すると思いますが、町民の皆様には一時の気の緩みが大きな危険性を含んでいることを肝に銘じていただきたいと切に願います。

今後とも、新型感染症と共存するなかで不便な生活を強いられことも多々あるかと思いますが、政府が示しております「新しい生活様式」を基準とした行動をお願いしたいと思います。

町としましては、大きな影響を受けています事業者の皆様、解雇された従業員の皆様、飲食・宿泊業、観光・交通事業者の皆様などへの支援策を、関係団体と協議しながら進めております。

今後とも、効果的で的確な支援策を絶え間なく実施したいと思っておりますので、町民の皆様には遠慮なくご相談いただきたいと思っております。

さて、国は様々な支援策を打ち出していますが、現場の混乱状況が報道されています。

例えば、国民一人ひとりへの10万円の特別定額給付金においても、感染拡大予防のため職場でのテレワークや在宅勤務を推進する一方で、短期間での給付が約束されました。

事務作業を担う市町村にとっては、大きな過度な負担となるとともに、制度面の不備が多く、町民の皆様にもご心配をおかけした点多々あったかと思いますが、山都町におきましては、様々な工夫をいたしまして可能な限り早期の給付を実施できたと思います。

ほかにも、オンライン申請手続きでの混乱や、十分な支援が隅々まで行き届かない状況も判明しています。

制度の不備や支援策の準備不足が、かえって国民に無用な混乱と支援の遅れを生じさせたことは、現場を知る我々市町村から声を上げていきたいと思っています。

また、このことを町独自の政策を実行する上での、私や職員の大きな教訓としてまいります。

このような状況のなか、町出身の方や団体、町内外の企業の方々から「マスク」の提供の申し出がありました。

全国的なマスク不足が叫ばれ、町内の医療機関などでも在庫不足を心配されているところでしたので、早速活用させていただきました。ご支援に対しまして心から感謝申し上げたいと思います。

次に、若者移住定住対策として整備しました、分譲地「山都テラス」につきましては、3月末で10区画すべてが完売いたしました。新たな団地として、地域活性化につながることを期待したいと思います。「下市ひろば」につきましても住宅整備のための補正予算を今回お願いしております。

最後になりましたが、町が資本金を全額出資しております、有限会社「そよ風遊学協会」が、資金繰りの悪化などから事業停止という事態を招くこととなりました。

我が町のシンボルの一つである「そよ風パーク」を長年運営していただきましたが、大変残念でなりません。

町民の皆様からは、「そよ風パーク」の一日も早い再開を強く望む声が寄せられていますし、県外の皆様からも同じようなお手紙をいただいております。

コロナ感染症の影響が残る中ではありますが、今年度における最重要課題のひとつとして、不退転の決意を持って、早急な再開を目指して取り組んでまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、報告9件、条例4件、補正予算2件、その他21件です。

報告第1号から第4号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和元年度一般会計及び特別会計における繰越明許費、並びに同施行令第150条第3項の規定による令和元年度一般会計における事故繰越し、それぞれの令和2年度への繰越計算書の報告です。

報告第5号から第9号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している法人について、その経営状況を報告するものです。

次に議案第41号から第44号は、それぞれ必要な条例の一部改正を行うものです。

議案第45号は、令和2年度山都町一般会計補正予算第3号です。

議案第46号は、令和2年度山都町国民宿舎特別会計補正予算第1号です。

議案第47号は、町が加入しております熊本県内18市町村で構成される「熊本連携中枢都市圏」において「熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約」の一部変更を行うものです。

同意第5号から第23号は、山都町農業委員会委員の任命について同意を求めるものです。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めるものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。